

要 望 書

所管省庁	農林水産省
要望内容	<p>15 鳥獣害防止対策の充実について</p> <p>国は 19 年 12 月に鳥獣被害防止特措法を制定し、これに基づき鳥獣害防止総合対策事業等により、市町村に対し財政上の支援を講じている。</p> <p>本県でも、鳥獣被害が拡大しており、国は引き続き、地方が確実に対策を実施できるよう財政上の支援を講ずること。</p> <p>また、有害鳥獣には県境がないことから、国は有害鳥獣の広域的な生息状況を的確に把握し、伝達するとともに、今後も広域的な対策を実施すること。</p>
担当部課	農林水産部農林水産振興課
具体的現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本県における鳥獣害は、隣県で発生していたイノシシ被害が嶺南地域に拡大し、現在は県下全域に拡大している。さらに近年は、隣県のシカ被害が嶺南地域に拡大し、現在は嶺北地域に拡大しつつある。 ・本県では、16 年度から、県単事業（鳥獣害のない里づくり推進事業）により、被害防除・個体数調整・生息地管理の対策を総合的に実施している。 ・この中で、国の補助対象とならない電気柵等の簡易柵の設置や、イノシシ・シカ等の有害捕獲に対する経費について支援している。 ・鳥獣被害が拡大している中、被害が発生している個々の自治体の対策はもとより、県域を越えた広域的な対策の実施が求められている。 <p>【国予算額】 21 年度：2,800 百万円（当初）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の地域協議会に対する補助（12 市町） 事業費 177 百万円（国庫補助額 103 百万円） ・その他、市町村の負担額に対し特別交付税措置（交付率 80%）あり
備考 (別添資料等)	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害の推移 ・水稻被害発生集落数 20 年：247 → 21 年：323